

MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご覧ください。 (http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

標準貨物自動車運送約款等の改正

国土交通省は、トラック運送事業における適正な運賃・料金の収受を推進するため、平成 29 年 8 月 4 日に標準貨物自動車運送約款等の改正に関する告示を公布しました。平成 29 年 11 月 4 日から新約款が適用されますが、今回は標準貨物自動車運送約款等が改正される背景および概要についてご紹介します。

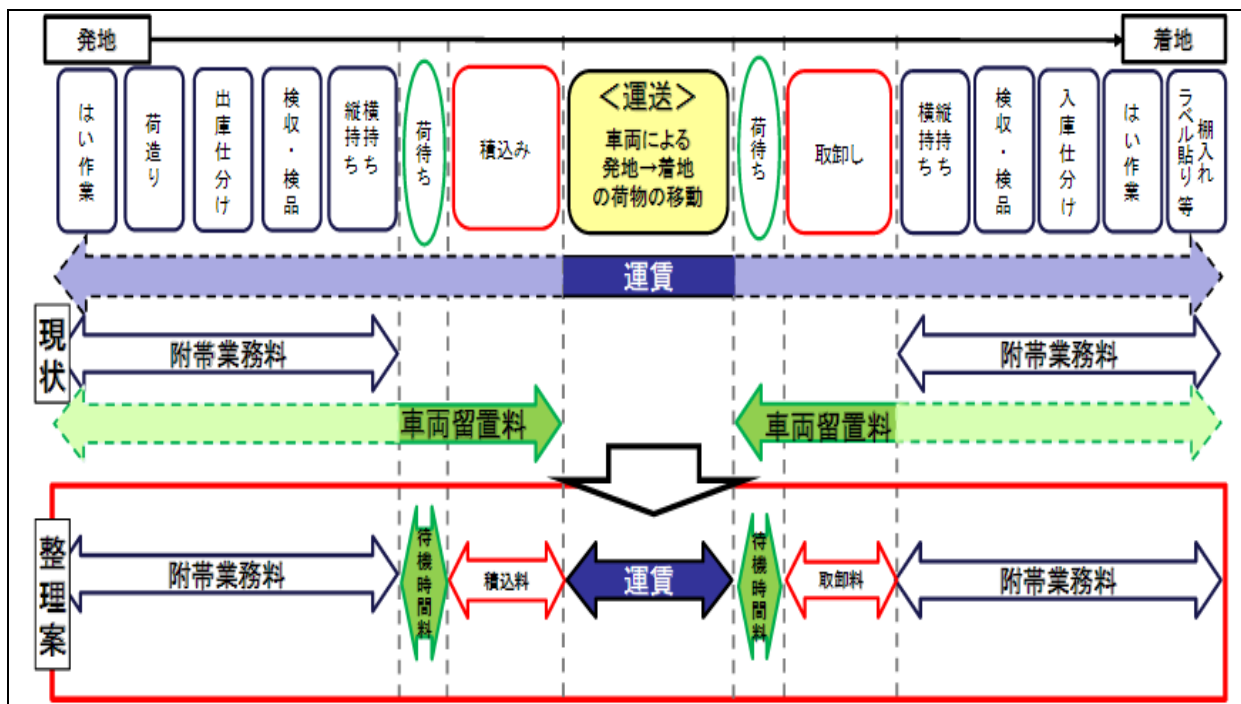
1. 背景

現行の標準貨物自動車運送約款には、運送状の記載事項として料金に関する詳細な取決めがありません。そのため、荷物の積み込みや荷卸し、荷待ちといった運送以外の役務等は「無償のサービス」として扱われることがこれまでは少なくありませんでした。さらに、トラック運送事業における深刻なドライバー不足による労働環境の悪化が問題視されてきました。

国土交通省では、平成 27 年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・長時間労働改善中央協議会」の下で「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を立ち上げ、適正な運賃・料金の収受に向けた方策等について検討を行ってきました。そして、上記のような運送以外の役務等の対価を運賃とは別建てで収受できるよう、改正を行ったものです。

2. 改正概要

今回改正されるのは、「標準貨物自動車運送約款」および「標準貨物軽自動車運送約款」の一部です。「標準宅配便運送約款」、「標準引越運送約款」等のその他標準運送約款については、変更はありません。



改正のイメージ 出典：国土交通省HP

(1) 運送状の記載事項として「運賃」以外の料金の具体例を規定

「運賃」は、車両による発地から着地までの荷物の移動、つまり運送の対価とし、それ以外の役務等の対価（積込み料、取卸し料、附帯業務料等）を「料金」として、運賃とは別建てで運送状に明記することが規定されました。

(2) 料金として「積込料」「取卸料」「待機時間料」等を規定

発地での荷物の積込み作業の対価を「積込料」、着地での荷卸し作業の対価を「取卸料」、発地や着地での荷待ちの対価を「待機時間料」と規定し、それぞれの作業を引き受けた場合には、運賃とは別建てで料金を収受することが明記されました。

(3) 附帯業務の内容として「横持ち」等を明確化

附帯業務の内容が明確化され、「検収および検品」「横持ちおよび縦持ち」「棚入れ」「ラベル貼り」「はい作業」^(注)等が例示されました。

(注)「はい作業」とは、はい付けという荷の積上げ作業、はいくずしという積上げられた荷をくずす作業。

3. 補足

改正後の新約款は、平成 29 年 11 月 4 日以降に締結される標準貨物自動車運送約款および標準貨物軽自動車運送約款を採用する全ての運送契約において適用となります。引き続き改正前の標準貨物自動車運送約款等を使用する場合には、別途、国土交通大臣への届出が必要となります。また、今般の改正にあわせて、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」および「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」も、同様の主旨で改正が行われました。これにより、運送以外の役務等の作業については、制度上「運賃」とは別の「料金」として位置付けられることとなります。

<参考文献一覧>

- ・国土交通省HP：「トラック運送業の適正運賃・料金収受を推進していきます」
http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000138.html
- ・一般社団法人東京都トラック協会HP：「標準貨物自動車運送約款の一部改正等について」
<http://www.totokyo.or.jp/archives/12436>

以 上